

静岡県立浜松特別支援学校城北分校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

静岡県立浜松特別支援学校城北分校

1 はじめに

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針（改訂版）」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの表れには、次のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解

いじめは、その子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学年学級等の所属する集団において、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

(3) 基本的な考え方

①いじめの未然防止

子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められている。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていく。

②早期発見

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、定期的なアンケートを実施するなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見

に努める。

③早期対応

いじめが発見された場合には、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応をすることが重要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、警察、児童相談所、医療機関などの相談機関や県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関などの関係機関との連携が必要になる。

3 いじめの防止等の対策

(1) 組織の設置

いじめの防止等については、全職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、校内に「いじめ防止等対策委員会」を設置する。構成員は、(校長)、副校長、部主事、教務課長、生徒指導課長、養護教諭、学年主任、必要に応じて該当学年・学級担任及び外部専門家とする。定期開催としては、年3回(主任者会の中で各学期に1回)を予定している。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議する。

(2) いじめの未然防止

①道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

②生徒の自主的活動の場の設定

授業、HR活動、学校行事等を通じて生徒が自主的に活動する場を設定する。生徒会活動や委員会活動などの場面において、生徒が自主的に、よりよい人間関係づくりや人権、いじめ等について考える機会を積極的に設ける。

③保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように啓発する。

④教職員の資質向上

教職員向けの人権スローガンを設定したり、「教職員人権チェックリスト」を活用したりして定期的に自身の意識を確認し、人権意識の向上を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、学年主任に相談をし、学年主任は、部主事に、部主事は副校長に相談をする。いじめにつながりそうな生徒の様子については、学年主任者会で報告・相談をし、朝の打ち合わせや学部会を通じて全職員で情報を共有しておく。

(2) 生徒の実態把握

学部・学年、養護教諭等が生徒に対する日常的な観察を基盤に、個別面談、保護者との連絡帳等の情報交換、連携により、生徒のささいな変化について情報共有をする。また、定期的なアンケート調査や副校長・部主事との個別面談(半期に1回)等を行う。

(3) 相談体制の整備

生徒、保護者が担任、学年主任等、スクールカウンセラー等、多様な窓口気軽に相談できることを周知する。

5 いじめに対する措置

- ・いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、いじめ防止等対策委員会を開催し、組織的に対応する。また、いじめが確認された場合には静岡県教育委員会に報告をする。
- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言について具体的な方針や指導計画等を作成し、継続的に支援、指導を行う。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒は、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなどの必要な措置をとる。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても再発することが十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。
- ・日頃から関係機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応する。

6 重大事態への対応

いじめの重大事態に対しては「いじめの重大事態の調査に対するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

(1) 重大事態のケース

- ① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき
- ③ 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、教育委員会学校教育特別支援教育課（以下「特別支援教育課」とする）に報告し、特別支援教育課の判断のもと、調査主体が学校の場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心として、事態への対処や同種の事態の防止に向け、調査を行う。

調査方法としては、子どもや職員に対するアンケートや聴き取りなどが考えられる。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

特別支援教育課又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）をお願いします。